

令和6年度文部科学省委託事業
「いじめ対策・不登校支援等推進事業」

「いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究」
事業実施報告書

徳島県教育委員会いじめ・不登校対策課

令和7年3月

令和7年3月31日

令和6年度「いじめ対策・不登校支援等推進事業」
(いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究)
経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究
事業実施報告書

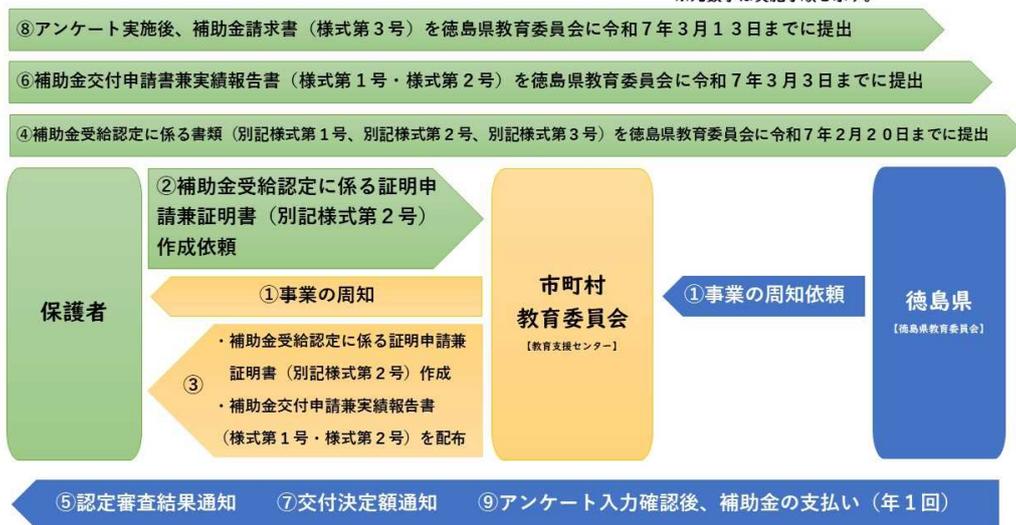
【研究の要約】

経済的な理由で教育支援センター等に通うことが困難な不登校児童生徒が学習や活動に取り組むことができるよう支援を行う。

- 1 実施団体
徳島県教育委員会いじめ・不登校対策課
- 2 事業の実施期間
令和6年8月1日から令和7年3月31日まで
- 3 事業の実績
 - (1) 研究テーマ
いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
 - (2) 事業の内容
経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が教育支援センター等で活動を行うために必要な経費の支援を実施するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に与える効果等について検証を行う。
 - (3) 推進組織体制

教育支援センターに通所する児童生徒への補助金交付までの流れ(概要)

※丸数字は実施手順を示す。



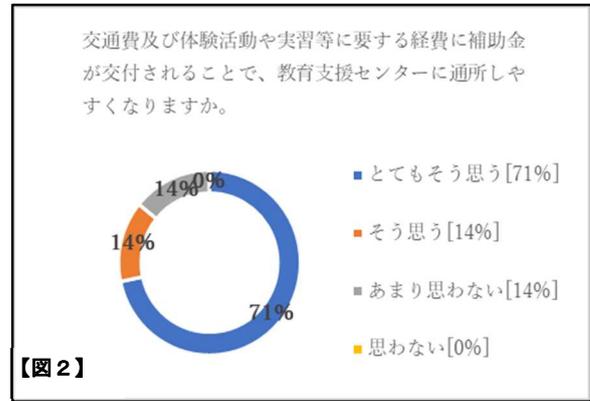
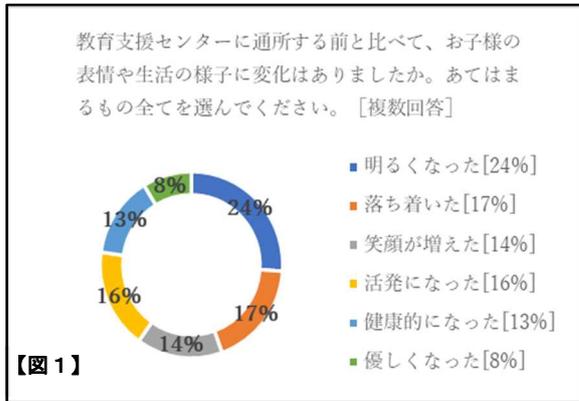
(4) 実施日程

時 期	内 容	備 考
8 月上旬	<ul style="list-style-type: none">・事業実施内容の事前周知 第1回「徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会」 対象：市町村教育委員会担当者、教育支援センター指導員、校内教育支援センター設置校、知事部局担当課、フリースクール等の民間団体、大学教授等	
1 1 月上旬	<ul style="list-style-type: none">・事業実施内容の事前周知 第2回「徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会」 対象：市町村教育委員会担当者、教育支援センター指導員、校内教育支援センター設置校、知事部局担当課、フリースクール等の民間団体、大学教授等	
1 2 月中旬	<ul style="list-style-type: none">・市町村教育長会に事業実施の説明	
1 月上旬	<ul style="list-style-type: none">・各市町村教育委員会に事業実施の周知	
1 月中旬 ～ 2 月中旬	<ul style="list-style-type: none">・補助金受給認定に係る書類の受付開始・認定審査結果通知	
2 月中旬	<ul style="list-style-type: none">・補助金交付申請書兼実績報告書の受付開始・補助金受給認定に係る書類の受付の締切	
2 月下旬 ～ 3 月中旬	<ul style="list-style-type: none">・交付決定額通知	
3 月中旬 ～ 3 月下旬	<ul style="list-style-type: none">・アンケートの回収	
3 月下旬	<ul style="list-style-type: none">・補助金請求書受付・当該児童生徒の保護者へ支援金の支払い	
4 月中旬	<ul style="list-style-type: none">・事業実施内容の報告及び県HPにて公表 「スクールソーシャルワーカー連絡協議会」 「スクールカウンセラー連絡協議会」 「徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会」 等において報告	

(5) 事業の成果

①事業により得られた成果

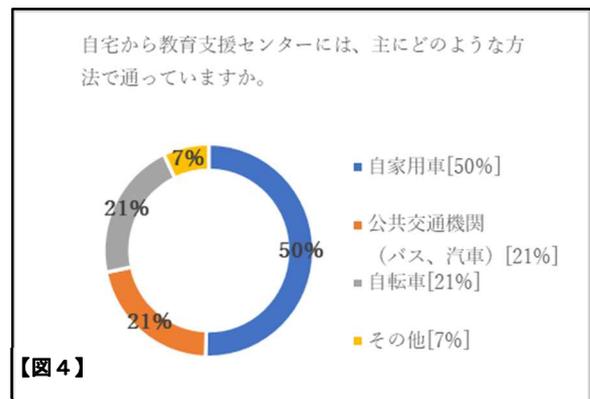
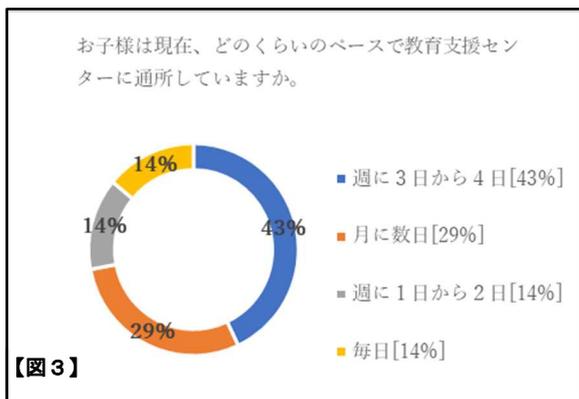
- ・不登校児童生徒が教育支援センターに通所することで、明るくなった、落ち着いた、活発になった、健康的になった等、表情や生活の様子に変化が見られた。【図1】
- ・「交通費及び体験活動や実習等に要する経費に補助金が交付されることで、教育支援センターに通所しやすくなりますか。」の質問に対して、「とてもそう思う」71%、「そう思う」14%と約85%の保護者が肯定的に回答しており、本事業の潜在的な需要を確認することができた。【図2】



- ・教育支援センターへの通所状況は、週に3日から4日が最も多く46%、次いで、月に数日が30%、週に1日から2日が15%、毎日通所が7%となり、不登校児童生徒の通所状況を把握することができた。【図3】

- ・「自宅から教育支援センターには、主にどのような方法で通っていますか。」の質問に対して、自家用車が最も多く50%、次いで、公共交通機関（バス、汽車）と自転車が21%となり、補助金交付を申請した約70%の家庭が交通費等を要する手段で通所していることが把握できた。【図4】

- ・本調査研究の実施によって、不登校児童生徒の家庭や教育支援センター等での学習・生活の様子の変容を把握し、社会的自立に向けた経済的支援が不登校児童生徒の社会的自立に向けて与える影響や効果を検証することができた。



②成果の普及に関する取組

- ・調査研究の成果等を「徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会」等で報告するとともに各種研修会等で周知する。
- ・調査研究の成果等を県教育委員会ホームページ等にアップするなど、広く周知する。

(6) 今後の課題

- ①不登校児童生徒の自己肯定感や社会的自立に向けた意識の変化等を図る客観的・定量的な測定指標の在り方
- ②経済的支援を要する不登校児童生徒と要しない不登校児童生徒との比較検証の在り方
- ③事業申請から補助金交付までのデジタル化